（情報処理センターへの登録手続）

第八条の三十一の五　法第十二条の五第一項及び第二項（これらの規定を法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

一～五　（略）

六　中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。）にあつては、第八条の三十二第八号及び第十号に規定する事項について、交付又は回付された当該産業廃棄物に係るすべての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、登録すること。

（情報処理センターへの登録期限）

第八条の三十一の六　法第十二条の五第一項及び第二項の環境省令で定める期間は、三日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）とする。

（情報処理センターへの登録事項）

第八条の三十二　法第十二条の五第一項及び第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

十　中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。）にあつては、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号

十一　（略）

（情報処理センターへの運搬又は処分の終了の報告）

第八条の三十三　法第十二条の五第三項の規定による運搬又は処分の終了の報告は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項を情報処理センターに報告することにより行うものとする。

一・二　（略）

（情報処理センターへの報告期限）

第八条の三十四　法第十二条の五第三項の環境省令で定める期間は、運搬又は処分を終了した日から三日（休日等を除く。）とする。

（処分受託者の情報処理センターへの報告）

第八条の三十四の二　処分受託者は、法第十二条の三第四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、当該管理票に係る登録に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、情報処理センターに最終処分を行つた場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該登録に係る登録番号を報告しなければならない。

（処分受託者の情報処理センターへの報告期限）

第八条の三十四の三　法第十二条の五第四項の環境省令で定める期間は、三日（休日等を除く。）とする。

（情報処理センターへの登録手続）

第八条の三十一の二　法第十二条の五第一項（法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

一～五　（略）

六　中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。）にあつては、第八条の三十二第八号及び第十号に規定する事項について、交付又は回付された当該産業廃棄物に係るすべての管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、登録すること。

（情報処理センターへの登録期限）

第八条の三十一の三　法第十二条の五第一項の環境省令で定める期間は、三日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）とする。

（情報処理センターへの登録事項）

第八条の三十二　法第十二条の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

十　中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者でない場合に限る。）にあつては、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号

十一　（略）

（情報処理センターへの運搬又は処分の終了の報告）

第八条の三十三　法第十二条の五第二項の規定による運搬又は処分の終了の報告は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項を情報処理センターに報告することにより行うものとする。

一・二　（略）

（情報処理センターへの報告期限）

第八条の三十四　法第十二条の五第二項の環境省令で定める期間は、運搬又は処分を終了した日から三日（休日等を除く。）とする。

（処分受託者の情報処理センターへの報告）

第八条の三十四の二　処分受託者は、法第十二条の三第四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、当該管理票に係る登録に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、情報処理センターに最終処分を行つた場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該登録に係る登録番号を報告しなければならない。

（処分受託者の情報処理センターへの報告期限）

第八条の三十四の三　法第十二条の五第三項の環境省令で定める期間は、三日（休日等を除く。）とする。